



# Tax Watch Update

Issue No. 13

2012 年 3 月

法人所得稅	2
付加價值稅	3
特別消費稅	4

## 法人所得税（法人税）

### 概要

- ▶ 中小企業、労働者を大量に雇用する企業は2011年第1四半期の税額が2012年3月30日まで、2011年第2四半期の税額が2012年10月30日まで支払延長されます。

### 更に3ヶ月法人税の支払延長

政府首相の2012年01月19日付けDecision 04/2012/QD-TTg及びそのガイドラインとなる財務省の2012年03月12日付けCircular 42/2012/TT-BTCにより、Decision 21/2011/QD-TTg とDecision 54/2011/QD-TTgに従う法人税の支払延長される、労働者を大量に雇用する企業及び中小企業は以下通りに法人税の支払延長されます。

- ▶ 2011年度の第1四半期の税額：2012年07月30日
- ▶ 2011年度の第2四半期の税額：2012年10月30日

Decision 04及び、Circular 42はそれぞれ、2012年3月10日及び4月26日に施行されます。

## 付加価値税 (VAT)

### 概要

- ▶ Circular 06はVATの課税対象外、申告必要ない場合、課税価格、税率0%の適用条件、控除不許可の固定資産の仮払VAT及び仮払VATの控除条件に関する規定を追加しました。
- ▶ Circular 06は2012年03月01日より発行となり、VATに関するCircular 129/2008及びCircular 112/2009に取って代わります。

### VATに関する新たな Circular

2012年01月01日に、財務省はVATに関する新たな Circular 06/2012/TT-BTC (Circular 06) を発行しました。Circular 06 は2008年12月26日付け Circular 129/2008/TT-BTC 及び2009年06月02日付け Circular 112/2009/TT-BTC に取って代わります。

Circular 06 の特筆すべき重要な点を以下に記しました。

- ▶ クレジットカード発行、国内・国際の債券買取、法律に従うその他信用供与、債務販売、外貨営業などの VAT の対象に属しない財務活動の追加。
- ▶ VAT 申告、納税が必要ない場合の追加。
- ▶ 環境保護税の対象、不動産事業活動、ベトナムと海外の双方で実施されるサービスに対する課税価格に関する規定の追加。
- ▶ 国際運送及び航空・航海のサービス用0%税率の適用条件に関する規定の追加。
- ▶ 直接方法で納付する VAT の計算方法に関する規定の追加。
- ▶ 金融機関、再保険事業者、生命保険会社、証券事業者の機械・設備などの固定資産の仮払 VAT が控除不可能で、原価に計上される場合に関する規定の修正。
- ▶ 仮払 VAT を控除する条件として銀行経由支払いに関する規定の明確化。
- ▶ その他。

上記に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## 特別消費税

### 概要

- ▶ Circular 05 は特別消費税に関する規定の施行をガイドラインします。
- ▶ Circular 05 は 2012 年 2 月 01 日より有効となり、Circular 64/2009/TT-BTC を取って代わりません。

### 特別消費税に関する新たな Circular

2012 年 01 月 05 日に、財務省は特別消費税に関する Decree 26/2009 及び Decree 26/2009 の一部条項を修正、補足する Decree 113/2011 の詳細とガイドラインとなる Circular 05/2012/TT-BTC (Circular 05) を発行しました。Circular05 の特筆すべき重要な点を以下に記しました。

### 特別消費税の課税対象

Circular 05 は 90,000BTU 以下の能力のエアコンに対する特別消費税の課税対象を明確にしました。室内機と室外機を分解したエアコンを販売或いは輸入する場合でも分解しないエアコンの販売・輸入と同様に特別消費税の課税対象に属します。

### 特別消費税の課税対象外

Circular 05 は特別消費税の課税対象外に対する書類、条件を詳細にガイドラインしました。例：生産・加工業者が直接に海外に輸出する商品（輸出加工企業に販売、加工する商品を含む）、経済契約に従って輸出するために、生産業者がその他事業者の販売或いは委託する商品、海外に於ける展示会で販売するために、海外に持って行く商品など。

### 特別消費税の課税価格

特別消費税の課税価格は特別消費税、VAT、環境保護税（ある場合）を含まない販売価格とします。事業者がインボイス、証憑制度に遵守しない場合、税務当局は実際の営業状況を根拠にして税金を賦課します。

### 特別消費税の税率

Circular05 は異なる特別消費税税率の対象となる多くの製品やサービスに対する詳細規定を記しました。商品生産、サービス営業事業者は商品・サービスの個別税率を確定できない場合、当該事業者の商品・サービスの最高税率で計算し、納付しなければなりません。

### 原材料の特別消費税の控除

Circular 05 は特別消費税の対象となる商品生産向けのための原材料にかかる特別消費税の控除に必要な手続き、証憑及び条件を詳細に規定すると共に、場合毎に具体的な例を挙げています。

Circular 05 は 2012 年 2 月 01 日より有効となり、Circular 64/2009/TT-BTC を取って代わります。

## お問い合わせ先

このプレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

<b>Huong Vu</b> <a href="mailto:huong.vu@vn.ey.com">huong.vu@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Thanh Trung Nguyen</b> <a href="mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com">thanh.trung.nguyen@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Trang Pham</b> <a href="mailto:trang.pham@vn.ey.com">trang.pham@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Hoang Vu Phan</b> <a href="mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com">hoang.vu.phan@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>The Gia Tran</b> <a href="mailto:the.gia.tran@vn.ey.com">the.gia.tran@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>安西 冬樹</b> <a href="mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com">fuyuki.anzai@vn.ey.com</a>	日系企業担当マネージャー

### ホーチミン事務所

<b>Christopher Butler</b> <a href="mailto:christopher.butler@vn.ey.com">christopher.butler@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Sarah Jubb</b> <a href="mailto:sarah.jubb@vn.ey.com">sarah.jubb@vn.ey.com</a>	エグゼクティブ・ディレクター
<b>Nitin Jain</b> <a href="mailto:nitin.jain@vn.ey.com">nitin.jain@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Thinh Xuan Than</b> <a href="mailto:thinh.xuan.than@vn.ey.com">thinh.xuan.than@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Thy Anh Huynh</b> <a href="mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com">thy.anh.huynh@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>小野瀬 貴久</b> <a href="mailto:Takahisa.Onose@vn.ey.com">Takahisa.Onose@vn.ey.com</a>	日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000236

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。